

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

札幌市長

## 公表日

平成31年3月7日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務
②事務の内容	<p>札幌市では、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号、以下「支援法」という。)に基づき、子ども・子育て支援に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表第一の94の項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号、以下「主務省令」という。)第68条で定められている。</p> <p>また、札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号、以下「条例」という。)別表第一の21の項により、子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施又は保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるものにおいて個人番号を利用することができるとしている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>①支援法に基づく教育・保育給付の資格に関する事務                  ②支援法に基づく教育・保育給付の支給に関する事務                  ③支援法に基づく施設等利用給付の資格に関する事務                  ④支援法に基づく施設等利用給付の支給に関する事務                  ⑤札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満                  3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	子ども・子育て支援新制度システム
②システムの機能	<p>1 支援法に基づく施設型給付費等の教育・保育給付認定、施設等利用給付費の施設等利用給付認定、利用調整、入所決定、施設・事業所の認可及び確認、施設型給付費等の給付、施設等利用給付費の給付、利用者負担額の賦課・収納等を管理する。</p> <p>2 教育・保育給付認定、施設等利用給付認定を申請、または認定を受けた世帯の宛名情報・個人番号を管理する。</p> <p>3 宛名システムから送付先情報を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム                      [    ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 庁内各業務システム )</p>



システム3	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバ)
②システムの機能	<p>中間サーバ・プラットフォームと庁内各業務システムの間立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバ・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。</p> <p>1 サーバ・プラットフォームとの情報連携 中間サーバ・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバ・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバ・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバ・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバ・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム )</p>



システム5	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。</p> <p>2 住記異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。</p> <p>3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送 番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名)、庁内各業務システム )</p>

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>1 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>3 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( なし )</p>



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
子ども・子育て支援新制度教育・保育給付認定等情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項、主務省令第68条、条例第4条第1項 別表第一の21の項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 施設運営課
②所属長の役職名	施設運営課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援新制度教育・保育給付認定等情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	子ども・子育て支援新制度に係る教育・保育給付認定申請者、施設等利用給付認定申請者、教育・保育給付認定若しくは施設等利用給付認定を受けている者(過去に受けていた者を含む)及びそれらの該当者と同一世帯の世帯員等
その必要性	公平・公正な子ども・子育て支援新制度業務を行うにあたり、対象者を特定し、正確な保育認定や利用者負担額の算定に必要な範囲の特定個人情報を保有するもの。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	識別情報・連絡先情報: 対象者を正確に特定するために保有 業務関係情報: 正確な保育認定や利用者負担額の算定を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月1日
⑥事務担当部署	札幌市 子ども未来局 子ども支援部 施設運営課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 各区戸籍住民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 各市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )							
③使用目的 ※		行政運営の効率化と公平・公正な子ども・子育て支援新制度事務を行うため。							
④使用の主体	使用部署	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 施設運営課 札幌市 各区 保健福祉部 健康・子ども課							
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<p>下記に掲げる事務の効率化及び公正化等を図るために、住民票関係情報、地方税関係情報及び福祉受給関係情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。</p> <p>①支援法に基づく教育・保育給付・施設等利用給付の資格に関する事務 保育所等の利用にあたり、保育認定要件となる就労の状況等を確認する。</p> <p>②支援法に基づく教育・保育給付・施設等利用給付の支給に関する事務</p> <p>③札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務 保育所等の利用にあたり、保護者や家計の主宰者の市民税額や収入状況を確認し、利用者負担額(保育料)を算定する。公定価格から利用者負担額を差し引いた額が給付費として支給されることとなるため、②に関しても同様の確認が必要となる。</p>							
情報の突合		1 マイナンバーカード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。							
⑥使用開始日		平成28年4月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	子ども・子育て支援新制度システム運用保守業務委託	
①委託内容	子ども・子育て支援新制度システムの運用・保守作業の実施	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス北海道支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜札幌市における措置＞

- 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。
- 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考

—

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・個人番号
- ・基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)
- ・連絡先(電話番号等)
- ・その他続柄等の住民票関係情報
- ・その他識別番号(宛名コード)
- ・保育所等入所・申込関係情報
  - ・入所申込日
  - ・入所希望期間
  - ・入所決定日
  - ・入所期間
  - ・入所希望施設
  - ・入所施設
  - ・調整指数
- ・教育・保育給付認定関係情報
  - ・教育・保育給付認定区分
  - ・教育・保育給付認定決定日
  - ・教育・保育給付認定期間
  - ・保育必要量
  - ・認定理由(世帯員の就労などの保育を必要とする理由に関する情報(勤務先・就労時間など))
  - ・支給認定証交付年月日
- ・施設等利用給付認定関係情報
  - ・施設等利用給付認定区分
  - ・施設等利用給付認定決定日
  - ・施設等利用給付認定期間
  - ・認定理由(世帯員の就労などの保育を必要とする理由に関する情報(勤務先・就労時間など))
- ・子どものための教育・保育給付の支給・子育てのための施設等利用給付の支給、保育料の徴収に関する情報
  - ・保護者や家計の主宰者の市民税額等、利用者負担額の算定・徴収に必要な情報

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援新制度教育・保育給付認定等情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	マイナンバーカード等と身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 子ども・子育て支援新制度業務に関する宛名情報の保存は、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 子ども・子育て支援新制度業務以外との情報連携が行われるためには、札幌市個人情報保護審議会による承認など札幌市個人情報保護条例に基づく手続きを行わなければならないこととなっている。 3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される。 4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、職員ICカードとPINコードによる認証を行っており、一定時間操作が行われない場合、自動的にログアウトする。また、業務に応じてユーザの操作権限を制限する。
その他の措置の内容	1 職員マスタの登録・変更・削除は、施設運営課長が指定する職員に限定している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載している。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記している。 ・秘密の保持 ・複写、複製の禁止 ・目的外使用の禁止 ・資料等の返還 ・事故の場合の措置	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ O ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市における措置&gt;            情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。            2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。            (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。            (※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。            (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;札幌市における措置&gt;            情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。            2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。            2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。            3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。            4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">その内容</td> <td style="padding: 5px;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">再発防止策の内容</td> <td style="padding: 5px;">-</td> </tr> </table>	その内容	-	再発防止策の内容	-		
その内容	-					
再発防止策の内容	-					
その他の措置の内容	-					
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-	
---	--

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 特に入力して行っている ]                      <選択肢> 1) 特に入力して行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;札幌市における措置&gt; 子ども・子育て支援新制度事務にかかわる職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;札幌市における措置&gt; 情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、システム運用部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 子ども未来局子育て支援部施設運営課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成28年3月31日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月7日	【重点】I-6②所属長の役職名	施設運営課長 田中 敏之	施設運営課長	事後	様式改定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和1年11月25日	評価書名	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 重点項目評価書	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務 重点項目評価書	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらぬ。
令和1年11月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらぬ。
令和1年11月25日	I > 1 > ①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらぬ。

令和1年11月25日	I > 1 > ②事務の内容	<p>① 記載中にある「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表第一の94の項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号、以下「主務省令」という。)第68条で定められている。」</p> <p>② 記載中にある「については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 ①支援法に基づく教育・保育給付の資格に関する事務 ②支援法に基づく教育・保育給付の支給に関する事務 ③札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務」</p>	<p>① 記載中にある「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表第一の94の項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号、以下「主務省令」という。)第68条で定められている。」</p> <p>②記載中にある「については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 ①支援法に基づく教育・保育給付の資格に関する事務 ②支援法に基づく教育・保育給付の支給に関する事務 ③支援法に基づく施設等利用給付の資格に関する事務 ④支援法に基づく施設等利用給付の支給に関する事務 ⑤札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務」</p>	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。
令和1年11月25日	I - 2 システム1 ②システムの機能	<p>1 支援法に基づく施設型給付費等の教育・保育給付認定、利用調整、入所決定、施設・事業所の認可及び確認、施設型給付費等の給付、利用者負担額の賦課・収納等を管理する。 2 教育・保育給付認定を申請、または認定を受けた世帯の宛名情報・個人番号を管理する。 3 宛名システムから送付先情報を連携する。</p>	<p>1 支援法に基づく施設型給付費等の教育・保育給付認定、施設等利用給付費の施設等利用給付認定、利用調整、入所決定、施設・事業所の認可及び確認、施設型給付費等の給付、施設等利用給付費の給付、利用者負担額の賦課・収納等を管理する。 2 教育・保育給付認定、施設等利用給付認定を申請、または認定を受けた世帯の宛名情報・個人番号を管理する。 3 宛名システムから送付先情報を連携する。</p>	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。
令和1年11月25日	I - 3	子ども・子育て支援新制度支給認定等情報ファイル	子ども・子育て支援新制度教育・保育給付認定等情報ファイル	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。



令和1年11月25日	Ⅱ－1	子ども・子育て支援新制度支給認定等情報ファイル	子ども・子育て支援新制度教育・保育給付認定等情報ファイル	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。
令和1年11月25日	Ⅱ－2 ③対象となる本人の範囲	子ども・子育て支援新制度に係る支給認定申請者、支給認定を受けている者(過去に受けていた者を含む)及びそれらの該当者と同一世帯の世帯員等	子ども・子育て支援新制度に係る教育・保育給付認定申請者、施設等利用給付認定申請者、教育・保育給付認定若しくは施設等利用給付認定を受けている者(過去に受けていた者を含む)及びそれらの該当者と同一世帯の世帯員等	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。
令和1年11月25日	Ⅱ>3>⑤	<p>下記に掲げる事務の効率化及び公正化等を図るために、住民票関係情報、地方税関係情報及び福祉受給関係情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。</p> <p>①支援法に基づく教育・保育給付の資格に関する事務 保育所等の利用にあたり、保育認定要件となる就労の状況等を確認する。</p> <p>②支援法に基づく教育・保育給付の支給に関する事務</p> <p>③札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務 保育所等の利用にあたり、保護者や家計の主宰者の市民税額や収入状況を確認し、利用者負担額(保育料)を算定する。公定価格から利用者負担額を差し引いた額が給付費として支給されることとなるため、②に関しても同様の確認が必要となる。</p>	<p>下記に掲げる事務の効率化及び公正化等を図るために、住民票関係情報、地方税関係情報及び福祉受給関係情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。</p> <p>①支援法に基づく教育・保育給付・施設等利用給付の資格に関する事務 保育所等の利用にあたり、保育認定要件となる就労の状況等を確認する。</p> <p>②支援法に基づく教育・保育給付・施設等利用給付の支給に関する事務</p> <p>③札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務 保育所等の利用にあたり、保護者や家計の主宰者の市民税額や収入状況を確認し、利用者負担額(保育料)を算定する。公定価格から利用者負担額を差し引いた額が給付費として支給されることとなるため、②に関しても同様の確認が必要となる。</p>	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。

<p>令和1年11月25日</p>	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号</li> <li>・基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)</li> <li>・連絡先(電話番号等)</li> <li>・その他続柄等の住民票関係情報</li> <li>・その他識別番号(宛名コード)</li> <li>・保育所等入所・申込関係情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所申込日</li> <li>・入所希望期間</li> <li>・入所決定日</li> <li>・入所期間</li> <li>・入所希望施設</li> <li>・入所施設</li> <li>・調整指数</li> </ul> </li> <li>・支給認定関係情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定区分</li> <li>・支給認定決定日</li> <li>・支給認定期間</li> <li>・保育必要量</li> <li>・認定理由(世帯員の就労などの保育を必要とする理由に関する情報(勤務先・就労時間など))</li> <li>・支給認定証交付年月日</li> </ul> </li> <li>・子どものための教育・保育給付の支給、保育料の徴収に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や家計の主宰者の市民税額等、利用者負担額の算定・徴収に必要な情報</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号</li> <li>・基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)</li> <li>・連絡先(電話番号等)</li> <li>・その他続柄等の住民票関係情報</li> <li>・その他識別番号(宛名コード)</li> <li>・保育所等入所・申込関係情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所申込日</li> <li>・入所希望期間</li> <li>・入所決定日</li> <li>・入所期間</li> <li>・入所希望施設</li> <li>・入所施設</li> <li>・調整指数</li> </ul> </li> <li>・教育・保育給付認定関係情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育給付認定区分</li> <li>・教育・保育給付認定決定日</li> <li>・教育・保育給付認定期間</li> <li>・保育必要量</li> <li>・認定理由(世帯員の就労などの保育を必要とする理由に関する情報(勤務先・就労時間など))</li> <li>・支給認定証交付年月日</li> </ul> </li> <li>・施設等利用給付認定関係情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等利用給付認定区分</li> <li>・施設等利用給付認定決定日</li> <li>・施設等利用給付認定期間</li> <li>・認定理由(世帯員の就労などの保育を必要とする理由に関する情報(勤務先・就労時間など))</li> </ul> </li> <li>・子どものための教育・保育給付の支給・子育てのための施設等利用給付の支給、保育料の徴収に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や家計の主宰者の市民税額等、利用者負担額の算定・徴収に必要な情報</li> </ul> </li> </ul>	<p>事後</p>	<p>子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。</p>
-------------------	----------------------------	---	--	-----------	---